

## 監 査 報 告 書

学校法人 読谷中央学園  
理事長 仲 村 恵 子 殿

平成 30 年 5 月 28 日  
学校法人 読谷中央学園

監 事 久 久 博 附  


監 事 新 垣 純 希  


私たちは、学校法人読谷中央学園の監事として、私立学校法第 37 条第 4 項に基づいて同学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人読谷中央学園の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認致しました。

# 監 査 報 告 書

学校法人 読谷中央学園  
理事長 仲 村 恵 子 殿

平成 30 年 5 月 28 日  
学校法人 読谷中央学園

監 事 えの 久 勝 

監 事 新 垣 純 

私たちは、学校法人読谷中央学園の監事として、私立学校法第 37 条第 4 項に基づいて同学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人読谷中央学園の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認致しました。

# 監 査 報 告 書

学校法人 読谷中央学園  
理事長 仲 村 恵 子 殿

平成 30 年 5 月 28 日

学校法人 読谷中央学園

監 事 久の会 博



監 事 新垣 純希



私たちは、学校法人読谷中央学園の監事として、私立学校法第 37 条第 4 項に基づいて同学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人読谷中央学園の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認致しました。

# 監 査 報 告 書

学校法人 読谷中央学園  
理事長 仲 村 恵 子 殿

平成 30 年 5 月 28 日  
学校法人 読谷中央学園

監 事 えの 久世 阿和  


監 事 新 垣 純 希  


私たちは、学校法人読谷中央学園の監事として、私立学校法第 37 条第 4 項に基づいて同学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに附属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人読谷中央学園の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認致しました。